様式第2号（第3条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

様

北見市長　　　　　　　　印

障害支援区分認定通知書

　　　　年　　月　　日付けの支給申請に基づき，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２１条の規定により，下記のとおり障害支援区分の認定を行ったので通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  |  |  |
| 認定年月日 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 障害支援区分 |  |
| 理由 |
| 障害支援区分の認定の有効期間 |  |
| （留意事項）１　上記の障害支援区分の結果や申請者の方のサービスの利用意向等を踏まえ、別途サービス利用に係る支給決定を行います。２　認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。３　認定結果等について、不明な点があれば保健福祉部障がい福祉課にご連絡ください。 |

教示

（審査請求）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に北海道知事に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した時は、審査請求をすることができません。

（取消訴訟）

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に北見市を被告として取消の訴えを提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求の日の翌日から起算して１年を経過した時は、訴えを提起することができません。

なお、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。